



農耕トラクターの公道走行について

～大型特殊免許・けん引免許が必要になる場合があります～

<大型特殊免許について>

次の規格をひとつでも超えるトラクターで道路を走行するには、**大型特殊免許（農耕車限定含む）が必要**となりますが、すべて基準内の車両は小型特殊自動車として普通自動車免許で走行できます。

規格条件	長さ	幅	高さ	標準速度
小型特殊自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.0m以下	15 km/h以下

※ ヘッドガード等を含む場合のヘッドガードの高さは2.8m以下

※ 運転される農業機械の長さや標準速度等仕様がわからない場合は、購入店へお問い合わせください。

<けん引免許について>

トラクターで農耕総重量 750kg を超える農耕用作業トレーラーを連結して道路を走行する場合は、けん引免許（農耕車限定含む）が必要となります。

<大型特殊・けん引免許の取得方法について>

大型特殊免許を取得するためには、大きく分けて2種類の方法があります。

項目	①自動車学校で取得	②運転免許試験場で取得
取得までの時間	大型特殊：6 時限 けん引：12 時限 (普通免許を持っている場合)	数十時間の練習時間が必要
取得までの費用	11万円～15万円	技能試験手数料 免許証交付手数料
限定免許の有無	「限定なし」のみ	「限定なし」「農耕車に限る」どちらも取得可能

※ 農業総合センター農業短期大学校では、トラクタ単体とトラクタけん引と分けて研修を行っています。
なお、受講後に各自で運転免許試験場で実技試験を受けていただく事になります。

<農耕トラクタ等の特殊車両通行許可申請について>

農耕用トラクタに「直送式農作業機」や「けん引式農作業機」を装着した時に一時的制限を超えた状態のまま行動を走行する場合は、特殊車両通行許可申請が必要です。

車両の諸元	幅	長さ	高さ	重さ				最小回転半径
				総重量	軸重	隣接軸重 ※	輪荷重	
一般的制限値	2.5m	12m	3.8m	20 t	10 t	18t~ 20 t	5 t	12m

※ 隣接軸重（軸距 1.8m未満 18 t / 軸距 1.3m以上かつ 9.5 以下 19 t / 軸距 1.8m以上 20 t）

○申請窓口

	通行する道路	申請先	電話番号
1	町道のみ	三春町役場 建設課	0247-62-2115
2	町道と県道	福島県県中建設事務所 行政課	024-935-1329

免許等その他の事項・全般的なことについて

農林水産省HP：https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html